

電気主任技術者制度における兼任要件の明確化等に関する  
「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の一部改正に対する意見の募集について

平成27年3月6日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
電力安全課

## 1. 意見募集の概要

電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項の規定により、事業用電気工作物の設置者は、その保安の監督をさせるため、主任技術者を選任することが義務付けられているが、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第3項の規定により、原則として主任技術者の兼任は禁止されている。ただし、同項ただし書きの規定により、保安上支障がないと認められる場合であって、経済産業大臣又は所管の産業保安監督部長の承認を受けた場合には、主任技術者の兼任が可能となっている。

主任技術者の兼任に係る承認要件については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（20130107商局第2号。以下「内規」という。）において規定しているが、この中で、電気主任技術者に係る兼任要件として、「兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すること」としている。

現在、設備容量（2,000kW）を基準の一つとしているのは（1）十分な保安水準を確保する観点から、設備点検に十分な時間を割くことが必要であるが、設備容量が増加すると変圧器や負荷自体が大きくなるため、1箇所の点検にかかる時間も増えること、（2）特別高圧設備で波及事故が発生した場合には、その影響範囲は高圧設備に比べて格段に大きなものとなるため、電圧で制限をかける必要があるところ、①歴史的に設備規模を把握する上で設備容量（kW）がよく使用されていたこと、②「電力品質確保にかかる系統連系技術要件ガイドライン」において、特別高圧で連系する設備は原則2,000kW以上とされていること、という理由により、電圧（特別高圧）にかえて設備容量（2,000kW）を目安とすることが適当であると考えられたためである。しかしながら近年、全量買取制度の導入による発電設備の急増等により、2,000kW未満の設備であっても、特別高圧に連系するなど、従前と異なる電圧区分に連系させる例外的事例が生じていることから、規定の本来の主旨を明確化するため、内規について所要の改正を行うものである。

また、併せてその他形式的修正を行う。

## 2. 意見募集の対象

- 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する内規改正案（新旧対照表）

### 3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

### 4. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

平成27年3月6日(金)～平成27年4月5日(日)  
(郵送の場合は平成27年4月3日(金)必着)

### 5. 意見提出先・提出方法

意見は、別紙の意見提出用紙に、氏名(法人・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)、住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、日本語により作成し、意見提出期限までに、以下いずれかの方法により提出して下さい。

#### (1) 郵送

(送付先) 〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 パブリックコメント担当 宛

#### (2) FAX

(送付先FAX番号) 03-3580-8486

#### (3) 電子メール(意見提出用紙を添付してお送り下さい。)

(送付先メールアドレス) denanka-pabukome@meti.go.jp

電子メールの件名を【電気主任技術者制度における兼任要件の明確化等に関する「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の一部改正に対する意見】として下さい。

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

### 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する

業務にのみ利用させていただきます。

